

広島県告示第千六十号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

令和七年十二月二十二日

広島県知事 横田美香

- 一 調査を行つた者の名称
三次市
- 二 調査を行つた期間
令和元年七月から令和七年三月まで
- 三 成果の名称
三次市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行つた地域
三次市糸井町の一部
- 五 認証年月日
令和七年十二月九日